

小規模保育園 森のこどもたち 重要事項説明書

保育の提供の開始に当たり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 運営主体

(ア) 法人の名称	社会福祉法人みかり会
(イ) 法人の所在地（主たる事務所）	兵庫県南あわじ市松帆高屋乙 192
(ウ) 法人の電話番号、FAX 番号	0799-36-2344 FAX0799-36-3501
(エ) 法人の代表者の職名・氏名	理事長 谷村 誠
(オ) 法人の設立	昭和 40 年 5 月 12 日

2 施設等の概要

(ア) 施設の種別	小規模保育園
(イ) 施設の名称	小規模保育園 森のこどもたち
(ウ) 施設の所在地	西宮市田中町 1 番 6 号
(エ) 施設の電話番号、FAX 番号	0798-35-7330 FAX0798-35-7331
(オ) 施設の管理者の職名及び氏名	園長 外園 優衣
(カ) 認可日	平成 31 年 4 月 1 日

3 保育等の内容、施設の詳細

(ア) 施設の利用定員	2・3号（0～2歳児） 19人
(イ) 保育を提供する日	月曜日から土曜日まで。ただし、年末年始、祝祭日を除く。
(ウ) 施設の開所時間	7時00分～19時00分
(エ) 保育を提供する時間	保育標準時間認定 7時30分から18時30分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間 保育短時間認定 8時30分から16時30分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間
(オ) 延長保育の内容	やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し保育の必要な範囲内において延長保育を提供します。
(カ) 保育の内容	「保育所保育指針」に基づき、支給認定を受けた保護者に係る園児に対し、保育を提供する。2・3号認定子どもについては、当該支給認定における保育必要量の範囲内において保育を提供します。

(キ)保育の理念、方針、目標

① 保育の理念

『人としての素地を培う』

② 保育の方針・目標

1. 『養護の方針～アットホームな“昼間の家庭”』

保護者との共育を基本に“心身ともに安定した生活ができるよう、教育の土台となる養護を行う

- ・ 昼間の家庭をめざす
- ・ 有機的な連携を図る

2. 『教育の方針～感知融合（総合的人間力を培う）』

- ・ 健康に生活する力を培う
- ・ 課題を発見し解決する力を培う
- ・ 創造力を培う
- ・ 人らしく生きる素地を培う
- ・ 関わる力を培う
- ・ 自立性を高める

上記の理念・方針・目標をもとに、毎月個別に指導計画を作成します。

*尚、詳細については「保育のしおり」をご参照ください。

(ク)食事の提供

食事は高須の森保育園の調理室で調理を行い、搬入して提供します。

2・3号認定子どもについては昼食及び午後のおやつを提供します。

(ケ)その他保育に係る行事等

「えんのしおり」のとおり

(コ)居室面積、園舎面積、園庭面積等

建 物 鉄骨造、保育園は3階

延べ床面積 163.05 m² 乳児室・ほふく室 2室 35.13 m²

保育室 1室 28.54 m²

その他、配膳室

4 職員の体制

(ア)職種別の職員の数（資格保有者の数）

園 長 常 勤 1人

保育士 常 勤 2人

非常勤 12人

(イ)職員の勤務形態、労働時間

正規職員の勤務時間帯

①7:00～16:00、②9:00～18:00、③10:00～19:00

(ウ)職員の経験年数

保育士の平均経験年数 3年

5 利用料等

(ア)利用者負担額以外の費用

支給認定を受けた市町村が定める利用者負担額の徴収を行います。

(イ)別表のとおり徴収を行います。

(ウ)支払い方法

口座振替払い 保育料については当月の 27 日に、また月極延長料、リース代は翌月 27 日に翌月保育料と一緒に引き落としとなります。(金融機関が休みの場合はその翌営業日)

※必ず引き落としの前日までに指定口座へ入金してください。

※口座振替ができなかった場合は、現金徴収となります。

その際は、振込手数料 110 円をご負担いただきますので、ご了承ください。

6 退園

(ア)3歳になった年度の3月末をもって卒園となります。

卒園後は、希望をすれば、連携施設である高須の森保育園への転園が可能です。

(イ)下記の場合、保育の提供を終了し、退園となります。

- ・支給認定保護者が退所を申し出たとき(転居など)
- ・保育認定こどもに該当しなくなったとき(復帰予定のない離職など)
- ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

7 契約の解除

下記の事由が発生した場合は、甲は乙に対し書面より相当の期間を定めた催告をおこない、乙が所定の期間に債務不履行の事実を解消しない場合には、甲は本利用契約を乙の債務不履行により解除することができる。

(ア)保育料およびその他利用負担などを3か月以上滞納した場合。

(イ)当園の職員や園児およびその保護者に対して不当な言動があり、甲と乙との間の信頼関係が損なわれたとき。

(ウ)職員の依頼や指示に乙がしたがわず、甲と乙の信頼関係が損なわれたとき。

(エ)甲が乙に対し、甲の保育理念や方針・目標および方法に対し理解を求めたものの、乙がこれに応じないため、甲乙間の信頼関係が損なわれたとき。

(オ)その他、甲の施設の運営につき、乙が重大な支障を及ぼす行為をしたとき。

8 嘱託医

- (ア)嘱託医 ユニコの森 村上こどもクリニック 村上 博
(イ)歯科嘱託医 なかつじ矯正歯科医院 中辻 常吉

9 健康診断の実施

- (ア)内科健診
内科健診として、年2回。
歯科検診は、年1回。
(イ)身体測定
毎月、身長・体重の測定を行い、結果については「ブレイン」に記載します。

10 苦情等の相談窓口

- (ア)相談窓口
窓 口 保育士
責 任 者 園 長 外 園 優 衣
連絡先等 電 話 0798-35-7330
(イ)第三者委員
南あわじ市社会福祉協議会事務局長
山口 勇樹 (連絡先 電話 090-2192-2344)
雄岡山福社会 理事
総毛 秀子 (連絡先 電話 090-3032-0939)

11 利用者に対しての保険

- (ア)保険名称 日本スポーツ振興センター災害共済給付
(イ)保険の内容 死亡 3,000万円(状況によって、1,400万円になる場合あり)
障害 41万円～
負傷 療養に要する費用の4/10(但し、5,000円以上のもの)

12 非常災害時の対策

- (ア)避難・消火訓練 月1回実施
(イ)災害時の避難場所 エピスタ防災センターの指示に従う。
津波時：エピスタ屋上駐車場、その他：園内および西宮市役所
(ウ)緊急時の避難経路 別紙(災害時避難経路)エントランスに掲示

13 防犯の対策

不審者対応などの訓練を月1回実施し、職員に周知しています。

14 虐待防止対策

当園は、乳幼児の人権の擁護、児童虐待防止のため、虐待防止に関する責任者を選任する

とともに、虐待を発見した場合は、関係機関に通報する義務があります。

15 災害時（台風・火災・地震・大雨等）への対応

(ア) 「大雨・暴風警報など」 通常の気象警報が発令された場合

- ・保育を実施しますが、子どもの安全確保に万全を期すため、家庭での保育が可能な方は、家庭での保育をお願いします。
- ・状況によっては保育園からお迎えをお願いする場合がありますので、すぐに迎えに来られる体制をとっておいてください。
- ・公共交通機関等や電気・ガス・水道などのライフラインに相当な被害が予見される場合は、避難行動をとる可能性が高いため、勤務などやむを得ず保育を必要とする方のみの受け入れとします。

(イ) 「特別警報」が発令された場合

午前7時現在、「特別警報」が発令されている場合は、「休園」とします。
また、「特別警報」が解除された場合でも、当日は「休園」とします。

(ウ) 土砂災害、洪水、高潮などで「避難準備・高齢者等避難」（警戒レベル3）や「避難勧告」「避難指示(緊急)」（警戒レベル4）が発令された場合

- ・午前7時現在、「避難準備情報・高齢者等避難」（警戒レベル3）や「避難勧告」・「避難指示(緊急)」（警戒レベル4）が該当地域に発令されている場合は、家庭での保育をお願いします。
- ・保育時間中に「避難準備情報・高齢者等避難」（警戒レベル3）や「避難勧告」・「避難指示(緊急)」（警戒レベル4）が該当地域に発令された場合は、速やかにお迎えに来てください。避難所へ避難している場合は、ブレイクよりお知らせしますので、避難所へ迎えに来ていただきますようお願いします。

※基本は、エビスタ内またはエビスタ屋上駐車場への避難。

第二避難場所として「西宮市役所」を避難場所としています。
引き渡しカードを必ず携帯しておいてください。

(エ) 電気・ガス・水道などのライフラインが停止した場合など、保育に支障をきたす被害があった場合は、休園とします。

16 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

(ア) 個人情報保護に対する基本方針及び情報の取り扱いについては、「えんのしおり」のとおりです。

(イ) 園で写真などを撮影された場合、ご自身のお子様以外の方をホームページ・ブログ・SNSなどに投稿することを固くお断りいたします。

1.7 他園との連携

他園へ転園する際は、円滑な保育の実施のため、転園元から絵転園先へ児童の育ち等に関する記録について情報提供することがございます。

1.8 設置者が過去に業務停止命令または施設閉鎖命令を受けたか否か

無

別表

1 利用者負担以外の徴収金について

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
布団リース代	寝具に係わる費用（全員）	月額 1300円

※その他、行事に係る費用などについては、事前に保護者に説明・同意の上徴収するものとします。

※保育料・リース代等は、欠席されても全額徴収させていただきます。

2 延長保育に係る利用者負担

- 保育標準時間認定の方…【30分延長 7:00~7:30 または 18:30~19:00】
月極 2,500円 日割 200円

【1時間延長 7:00~7:30 と 18:30~19:00】
月極 5,000円 日割 400円

- 保育短時間認定の方…標準時間内延長(やむ負えない理由で延長が必要な場合)
7:30~8:30 と 16:30~18:30
月払い 500円となります。